

正 誤 表

記載内容を次の通り訂正します。

対象	特記仕様書 1-5-1 計画工程表の記載事項 (2ページ)	訂正後																																																																																		
	訂正前	訂正後																																																																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設計種別</th> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">道路概略設計</td> <td>現地踏査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平面・縦断設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平面図作成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦断図作成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>標準横断図作成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断図作成</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid red;">土積図作成</td> <td style="border: 2px solid red;">削除</td> </tr> <tr> <td>数量計算</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">連絡等施設概略設計</td> <td>現地踏査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平面・縦断設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平面図作成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦断図作成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>標準横断図作成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断図作成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>図面修正</td> <td>図面修正 B</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1-5-2 計画工程表に基づく作業状況の報告 受注者は共通仕様書 1-2-2 に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告するとともに、調査等打合せ簿に添付するものとする。 なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1-1-4-3 に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いを受注者と監督員とで協議の上決定するものとする。</p> <p>1-6 打合せ簿の作成及び提出について 受注者による共通仕様書 1-2-2 に規定する調査等打合せ簿の監督員への提出は、打合せ後 7 日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。 また、監督員は受注者により提出のあった調査等打合せ簿を受領後 7 日以内（休日等を除く）に受注者へ返送するものとする。</p> <p>1-7 工事記録情報の作成及び提出について 受注者は共通仕様書 1-4-3-1 に規定に従って、「工事記録収集システム」へデータ入力を行うものとする。また、業務完了までに「工事記録作成要領」に従って「工事記録情報 完了届」を完了届提出予定の 2 週間程度前までに監督員に提出するものとする。その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査結果の通知を受ける。</p>	設計種別	項目	備考	道路概略設計	現地踏査		設計計画		平面・縦断設計		平面図作成		縦断図作成		標準横断図作成		横断図作成		土積図作成	削除	数量計算		連絡等施設概略設計	現地踏査		設計計画		平面・縦断設計		平面図作成		縦断図作成		標準横断図作成		横断図作成		数量計算		図面修正	図面修正 B		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設計種別</th> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">道路概略設計</td> <td>現地踏査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平面・縦断設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平面図作成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦断図作成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>標準横断図作成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断図作成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">連絡等施設概略設計</td> <td>現地踏査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計計画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平面・縦断設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平面図作成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦断図作成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>標準横断図作成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断図作成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算</td> <td></td> </tr> <tr> <td>図面修正</td> <td>図面修正 B</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1-5-2 計画工程表に基づく作業状況の報告 受注者は共通仕様書 1-2-2 に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告するとともに、調査等打合せ簿に添付するものとする。 なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1-1-4-3 に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いを受注者と監督員とで協議の上決定するものとする。</p> <p>1-6 打合せ簿の作成及び提出について 受注者による共通仕様書 1-2-2 に規定する調査等打合せ簿の監督員への提出は、打合せ後 7 日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。 また、監督員は受注者により提出のあった調査等打合せ簿を受領後 7 日以内（休日等を除く）に受注者へ返送するものとする。</p> <p>1-7 工事記録情報の作成及び提出について 受注者は共通仕様書 1-4-3-1 に規定に従って、「工事記録収集システム」へデータ入力を行うものとする。また、業務完了までに「工事記録作成要領」に従って「工事記録情報 完了届」を完了届提出予定の 2 週間程度前までに監督員に提出するものとする。その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査結果の通知を受ける。</p>	設計種別	項目	備考	道路概略設計	現地踏査		設計計画		平面・縦断設計		平面図作成		縦断図作成		標準横断図作成		横断図作成		数量計算		連絡等施設概略設計	現地踏査		設計計画		平面・縦断設計		平面図作成		縦断図作成		標準横断図作成		横断図作成		数量計算		図面修正	図面修正 B	
設計種別	項目	備考																																																																																		
道路概略設計	現地踏査																																																																																			
	設計計画																																																																																			
	平面・縦断設計																																																																																			
	平面図作成																																																																																			
	縦断図作成																																																																																			
	標準横断図作成																																																																																			
	横断図作成																																																																																			
	土積図作成	削除																																																																																		
	数量計算																																																																																			
	連絡等施設概略設計	現地踏査																																																																																		
設計計画																																																																																				
平面・縦断設計																																																																																				
平面図作成																																																																																				
縦断図作成																																																																																				
標準横断図作成																																																																																				
横断図作成																																																																																				
数量計算																																																																																				
図面修正	図面修正 B																																																																																			
設計種別	項目	備考																																																																																		
道路概略設計	現地踏査																																																																																			
	設計計画																																																																																			
	平面・縦断設計																																																																																			
	平面図作成																																																																																			
	縦断図作成																																																																																			
	標準横断図作成																																																																																			
	横断図作成																																																																																			
	数量計算																																																																																			
	連絡等施設概略設計	現地踏査																																																																																		
		設計計画																																																																																		
平面・縦断設計																																																																																				
平面図作成																																																																																				
縦断図作成																																																																																				
標準横断図作成																																																																																				
横断図作成																																																																																				
数量計算																																																																																				
図面修正	図面修正 B																																																																																			

対象	特記仕様書 2-2-1 道路概略設計 (5ページ)	訂正後
	訂正前	訂正後
	<p>20m 間隔の各測点、地形の変化点、交差物の地盤高を読み取り、設計した縦断線形要素により計画高の計算を行い、図面作成要領に従って作成するものとする。 なお、縦断線形図の作成は、これに含むものとする。 縦断図作成の検測数量は、設計延長 (km) とする。</p> <p>5) 横断図作成 横断図作成は、2-2-1 道路概略設計に示す 3 案の II 期線の線形に基づき、地形図から 20m 間隔の各測点の中心線と直角方向の地盤高を読み取り、図面作成要領に従って作成し、道路構造の表示及び盛土断面、のり長の算出を行うものとする。 横断図作成の検測数量は、設計延長から橋梁高架を除いた延長 (km) とする。</p> <p style="border: 2px solid red;">6) 土積図作成 土積図作成は、横断図より算出した土量について、監督員の指示した土量の変化率を使用して、図面作成要領及びマスカーブ作成要領に従って累加土量曲線 (マスカーブ) を作成し、土量の配分計画を行うものとする。 土積図作成の検測数量は、設計延長 (km) とする。</p> <p style="border: 2px solid red;">7) 数量計算 数量計算は、2-2-1 道路概略設計に示す 3 案の数量を数量算出要領に従って算出し、取りまとめ、その数量と監督員の指示した単価に基づき概算建設費を算出するものとする。 数量計算の検測数量は、設計延長 (km) とする。</p> <p>2-3 連絡等施設概略設計 1) 設計計画 設計計画は当該設計に必要な資料の収集、整理を行いランプ縦断線形の確定に必要な基本的な計画を行うものとする。 設計計画の検測数量は、ランプ中心線延長 (km) とする。なお、ランプ中心線延長の延長は、平行式のテーパ部を除くほか、ランプが平行した部分では、いずれか 1 本の延長とする。</p> <p>2) 平面・縦断設計 平面・縦断設計は、設計計画により整理された基本事項、道路概略設計の資料に基づいてランプの平面及び縦断設計をするものとする。 平面・縦断設計の検測数量は、ランプ中心線延長 (km) とする。なお、ランプ中心線延長の延長は、平行式のテーパ部を除くほか、ランプが平行した部分では、いずれか 1 本の延長とする。</p> <p>3) 平面図作成 平面図作成は、前項 2) により設計した、ランプの線形に基づき、図面作成要領に従って作成するものとする。 平面図作成の検測数量は、設計延長 (km) とする。</p> <p>4) 縦断図作成 縦断図作成は、前項 2) により設計した、ランプの線形に基づき、1-3 貸与資料から</p>	<p>20m 間隔の各測点、地形の変化点、交差物の地盤高を読み取り、設計した縦断線形要素により計画高の計算を行い、図面作成要領に従って作成するものとする。 なお、縦断線形図の作成は、これに含むものとする。 縦断図作成の検測数量は、設計延長 (km) とする。</p> <p>5) 横断図作成 横断図作成は、2-2-1 道路概略設計に示す 3 案の II 期線の線形に基づき、地形図から 20m 間隔の各測点の中心線と直角方向の地盤高を読み取り、図面作成要領に従って作成し、道路構造の表示及び盛土断面、のり長の算出を行うものとする。 横断図作成の検測数量は、設計延長から橋梁高架を除いた延長 (km) とする。</p> <p>6) 数量計算 数量計算は、2-2-1 道路概略設計に示す 3 案の数量を数量算出要領に従って算出し、取りまとめ、その数量と監督員の指示した単価に基づき概算建設費を算出するものとする。 数量計算の検測数量は、設計延長 (km) とする。</p> <p>2-3 連絡等施設概略設計 1) 設計計画 設計計画は当該設計に必要な資料の収集、整理を行いランプ縦断線形の確定に必要な基本的な計画を行うものとする。 設計計画の検測数量は、ランプ中心線延長 (km) とする。なお、ランプ中心線延長の延長は、平行式のテーパ部を除くほか、ランプが平行した部分では、いずれか 1 本の延長とする。</p> <p>2) 平面・縦断設計 平面・縦断設計は、設計計画により整理された基本事項、道路概略設計の資料に基づいてランプの平面及び縦断設計をするものとする。 平面・縦断設計の検測数量は、ランプ中心線延長 (km) とする。なお、ランプ中心線延長の延長は、平行式のテーパ部を除くほか、ランプが平行した部分では、いずれか 1 本の延長とする。</p> <p>3) 平面図作成 平面図作成は、前項 2) により設計した、ランプの線形に基づき、図面作成要領に従って作成するものとする。 平面図作成の検測数量は、設計延長 (km) とする。</p> <p>4) 縦断図作成 縦断図作成は、前項 2) により設計した、ランプの線形に基づき、1-3 貸与資料から 10m 間隔の各測点、地形の変化点、交差物の地盤高を読み取り、設計した縦断線形要素により計画高の計算を行い、図面作成要領に従って作成するものとする。 なお、縦断線形図の作成は、これに含むものとする。 縦断図作成の検測数量は、設計延長 (km) とする。</p>

正 誤 表

対象	入札公告（説明書）3-3.（1）
訂正前	訂正後
<p>事故及び不誠実な行為 ◇以下に該当する場合に評価を減ずる。 ①令和2年10月14日から審査基準日（令和3年10月14日）までにNEXCO東日本から当該業種に係る「文書警告」を受けた。 ②令和2年10月14日から審査基準日（令和3年10月14日）までにNEXCO東日本から当該業種に係る「口頭注意」を受けた。</p>	
<p>事故及び不誠実な行為 ◇以下に該当する場合に評価を減ずる。 ①令和2年10月28日から審査基準日（令和3年10月28日）までにNEXCO東日本から当該業種に係る「文書警告」を受けた。 ②令和2年10月28日から審査基準日（令和3年10月28日）までにNEXCO東日本から当該業種に係る「口頭注意」を受けた。</p>	

対象	入札公告（説明書）別表1																																																																														
訂正前	訂正後																																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">①</td> <td style="width: 15%;">審査基準日 (手続開始の公示3-1. 関係)</td> <td style="width: 15%;">令和3年10月14日 (木)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>契約図書の配布期間 (手続開始の公示4-8. 関係)</td> <td>手続開始の公示日から 令和3年10月14日 (木) まで 上記期間を過ぎた場合、ダウンロードできない図書があるので注意すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>本件競争入札に関する 質問受付期間 (手続開始の公示5-2. 関係)</td> <td>手続開始の公示日から 令和3年11月30日 (火) までの毎日16時00分まで 質問書面（質問書様式）を書留郵便等^(注)又は電子メールにより提出すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④</td> <td>質問に対する回答期間 (手続開始の公示5-2. 関係)</td> <td>質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日除く。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤</td> <td>参加表明書の提出期間 (手続開始の公示3-3. 関係)</td> <td>手続開始の公示日の翌日から 令和3年10月14日 (木) 16時00分まで 電子入札システムにより提出すること。 ※提出書類が添付可能な総容量を超える場合は、入札者に対する指示書 [9] [2] に示すとおり提出書類を書留郵便等^(注)又は電子メールにより提出すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥</td> <td>技術提案書の提出者の 選定・非選定通知日 (手続開始の公示3-5. 関係)</td> <td>令和3年10月29日 (金) を予定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑦</td> <td>非選定理由の説明請求期限日 (手続開始の公示3-5. 関係)</td> <td>非選定通知日の翌日から7日以内（休日除く。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑧</td> <td>技術提案書の提出期間 (手続開始の公示3-7. 関係)</td> <td>技術提案書の提出要請の翌日から 令和3年12月8日 (水) 16時00分まで 「⑤参加表明書の提出期間」に定める提出方法と同じ方法により提出すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑨</td> <td>技術提案書ヒアリング期間 (手続開始の公示3-9. 関係)</td> <td>令和3年12月13日 (月) から 令和4年1月7日 (金) までを予定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑩</td> <td>技術提案書（見積者）の 特定・非特定通知日 (手続開始の公示3-10. 関係)</td> <td>令和4年1月28日 (金) を予定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑪</td> <td>非特定理由の説明請求期限日 (手続開始の公示3-10. 関係)</td> <td>非特定通知日の翌日から7日以内（休日除く。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑫</td> <td>見積書の提出期限 (手続開始の公示4-2. 関係)</td> <td>技術提案書（見積者）の特定通知日の翌日から 令和4年2月18日 (金) 16時00分までを予定 電子入札システムにより提出すること。 (※書留郵便等^(注)及び電子メール不可) ※電子入札の場合において、提出書類が添付可能な総容量を超える場合は、入札者に対する指示書 [13] [2] 及び [14] [2] に従い提出すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑬</td> <td>見積合わせ日時 (手続開始の公示4-2. 関係)</td> <td>令和4年2月21日 (月) 13時30分を予定</td> </tr> </table>	①	審査基準日 (手続開始の公示3-1. 関係)	令和3年10月14日 (木)	②	契約図書の配布期間 (手続開始の公示4-8. 関係)	手続開始の公示日から 令和3年10月14日 (木) まで 上記期間を過ぎた場合、ダウンロードできない図書があるので注意すること。	③	本件競争入札に関する 質問受付期間 (手続開始の公示5-2. 関係)	手続開始の公示日から 令和3年11月30日 (火) までの毎日16時00分まで 質問書面（質問書様式）を書留郵便等 ^(注) 又は電子メールにより提出すること。	④	質問に対する回答期間 (手続開始の公示5-2. 関係)	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日除く。）	⑤	参加表明書の提出期間 (手続開始の公示3-3. 関係)	手続開始の公示日の翌日から 令和3年10月14日 (木) 16時00分まで 電子入札システムにより提出すること。 ※提出書類が添付可能な総容量を超える場合は、入札者に対する指示書 [9] [2] に示すとおり提出書類を書留郵便等 ^(注) 又は電子メールにより提出すること。	⑥	技術提案書の提出者の 選定・非選定通知日 (手続開始の公示3-5. 関係)	令和3年10月29日 (金) を予定	⑦	非選定理由の説明請求期限日 (手続開始の公示3-5. 関係)	非選定通知日の翌日から7日以内（休日除く。）	⑧	技術提案書の提出期間 (手続開始の公示3-7. 関係)	技術提案書の提出要請の翌日から 令和3年12月8日 (水) 16時00分まで 「⑤参加表明書の提出期間」に定める提出方法と同じ方法により提出すること。	⑨	技術提案書ヒアリング期間 (手続開始の公示3-9. 関係)	令和3年12月13日 (月) から 令和4年1月7日 (金) までを予定	⑩	技術提案書（見積者）の 特定・非特定通知日 (手続開始の公示3-10. 関係)	令和4年1月28日 (金) を予定	⑪	非特定理由の説明請求期限日 (手続開始の公示3-10. 関係)	非特定通知日の翌日から7日以内（休日除く。）	⑫	見積書の提出期限 (手続開始の公示4-2. 関係)	技術提案書（見積者）の特定通知日の翌日から 令和4年2月18日 (金) 16時00分までを予定 電子入札システムにより提出すること。 (※書留郵便等 ^(注) 及び電子メール不可) ※電子入札の場合において、提出書類が添付可能な総容量を超える場合は、入札者に対する指示書 [13] [2] 及び [14] [2] に従い提出すること。	⑬	見積合わせ日時 (手続開始の公示4-2. 関係)	令和4年2月21日 (月) 13時30分を予定	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">①</td> <td style="width: 15%;">審査基準日 (手続開始の公示3-1. 関係)</td> <td style="width: 15%;">令和3年10月28日 (木)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>契約図書の配布期間 (手続開始の公示4-8. 関係)</td> <td>手続開始の公示日から 令和3年10月28日 (木) まで 上記期間を過ぎた場合、ダウンロードできない図書があるので注意すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>本件競争入札に関する 質問受付期間 (手続開始の公示5-2. 関係)</td> <td>手続開始の公示日から 令和3年12月17日 (金) までの毎日16時00分まで 質問書面（質問書様式）を書留郵便等^(注)又は電子メールにより提出すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④</td> <td>質問に対する回答期間 (手続開始の公示5-2. 関係)</td> <td>質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日除く。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤</td> <td>参加表明書の提出期間 (手続開始の公示3-3. 関係)</td> <td>手続開始の公示日の翌日から 令和3年10月28日 (木) 16時00分まで 電子入札システムにより提出すること。 ※提出書類が添付可能な総容量を超える場合は、入札者に対する指示書 [9] [2] に示すとおり提出書類を書留郵便等^(注)又は電子メールにより提出すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥</td> <td>技術提案書の提出者の 選定・非選定通知日 (手続開始の公示3-5. 関係)</td> <td>令和3年11月16日 (火) を予定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑦</td> <td>非選定理由の説明請求期限日 (手続開始の公示3-5. 関係)</td> <td>非選定通知日の翌日から7日以内（休日除く。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑧</td> <td>技術提案書の提出期間 (手続開始の公示3-7. 関係)</td> <td>技術提案書の提出要請の翌日から 令和3年12月27日 (月) 16時00分まで 「⑤参加表明書の提出期間」に定める提出方法と同じ方法により提出すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑨</td> <td>技術提案書ヒアリング期間 (手続開始の公示3-9. 関係)</td> <td>令和3年1月13日 (木) から 令和4年2月3日 (木) までを予定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑩</td> <td>技術提案書（見積者）の 特定・非特定通知日 (手続開始の公示3-10. 関係)</td> <td>令和4年2月25日 (金) を予定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑪</td> <td>非特定理由の説明請求期限日 (手続開始の公示3-10. 関係)</td> <td>非特定通知日の翌日から7日以内（休日除く。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑫</td> <td>見積書の提出期限 (手続開始の公示4-2. 関係)</td> <td>技術提案書（見積者）の特定通知日の翌日から 令和4年3月15日 (火) 16時00分までを予定 電子入札システムにより提出すること。 (※書留郵便等^(注)及び電子メール不可) ※電子入札の場合において、提出書類が添付可能な総容量を超える場合は、入札者に対する指示書 [13] [2] 及び [14] [2] に従い提出すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑬</td> <td>見積合わせ日時 (手続開始の公示4-2. 関係)</td> <td>令和4年3月18日 (金) 13時30分を予定</td> </tr> </table>	①	審査基準日 (手続開始の公示3-1. 関係)	令和3年10月28日 (木)	②	契約図書の配布期間 (手続開始の公示4-8. 関係)	手続開始の公示日から 令和3年10月28日 (木) まで 上記期間を過ぎた場合、ダウンロードできない図書があるので注意すること。	③	本件競争入札に関する 質問受付期間 (手続開始の公示5-2. 関係)	手続開始の公示日から 令和3年12月17日 (金) までの毎日16時00分まで 質問書面（質問書様式）を書留郵便等 ^(注) 又は電子メールにより提出すること。	④	質問に対する回答期間 (手続開始の公示5-2. 関係)	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日除く。）	⑤	参加表明書の提出期間 (手続開始の公示3-3. 関係)	手続開始の公示日の翌日から 令和3年10月28日 (木) 16時00分まで 電子入札システムにより提出すること。 ※提出書類が添付可能な総容量を超える場合は、入札者に対する指示書 [9] [2] に示すとおり提出書類を書留郵便等 ^(注) 又は電子メールにより提出すること。	⑥	技術提案書の提出者の 選定・非選定通知日 (手続開始の公示3-5. 関係)	令和3年11月16日 (火) を予定	⑦	非選定理由の説明請求期限日 (手続開始の公示3-5. 関係)	非選定通知日の翌日から7日以内（休日除く。）	⑧	技術提案書の提出期間 (手続開始の公示3-7. 関係)	技術提案書の提出要請の翌日から 令和3年12月27日 (月) 16時00分まで 「⑤参加表明書の提出期間」に定める提出方法と同じ方法により提出すること。	⑨	技術提案書ヒアリング期間 (手続開始の公示3-9. 関係)	令和3年1月13日 (木) から 令和4年2月3日 (木) までを予定	⑩	技術提案書（見積者）の 特定・非特定通知日 (手続開始の公示3-10. 関係)	令和4年2月25日 (金) を予定	⑪	非特定理由の説明請求期限日 (手続開始の公示3-10. 関係)	非特定通知日の翌日から7日以内（休日除く。）	⑫	見積書の提出期限 (手続開始の公示4-2. 関係)	技術提案書（見積者）の特定通知日の翌日から 令和4年3月15日 (火) 16時00分までを予定 電子入札システムにより提出すること。 (※書留郵便等 ^(注) 及び電子メール不可) ※電子入札の場合において、提出書類が添付可能な総容量を超える場合は、入札者に対する指示書 [13] [2] 及び [14] [2] に従い提出すること。	⑬	見積合わせ日時 (手続開始の公示4-2. 関係)	令和4年3月18日 (金) 13時30分を予定
①	審査基準日 (手続開始の公示3-1. 関係)	令和3年10月14日 (木)																																																																													
②	契約図書の配布期間 (手続開始の公示4-8. 関係)	手続開始の公示日から 令和3年10月14日 (木) まで 上記期間を過ぎた場合、ダウンロードできない図書があるので注意すること。																																																																													
③	本件競争入札に関する 質問受付期間 (手続開始の公示5-2. 関係)	手続開始の公示日から 令和3年11月30日 (火) までの毎日16時00分まで 質問書面（質問書様式）を書留郵便等 ^(注) 又は電子メールにより提出すること。																																																																													
④	質問に対する回答期間 (手続開始の公示5-2. 関係)	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日除く。）																																																																													
⑤	参加表明書の提出期間 (手続開始の公示3-3. 関係)	手続開始の公示日の翌日から 令和3年10月14日 (木) 16時00分まで 電子入札システムにより提出すること。 ※提出書類が添付可能な総容量を超える場合は、入札者に対する指示書 [9] [2] に示すとおり提出書類を書留郵便等 ^(注) 又は電子メールにより提出すること。																																																																													
⑥	技術提案書の提出者の 選定・非選定通知日 (手続開始の公示3-5. 関係)	令和3年10月29日 (金) を予定																																																																													
⑦	非選定理由の説明請求期限日 (手続開始の公示3-5. 関係)	非選定通知日の翌日から7日以内（休日除く。）																																																																													
⑧	技術提案書の提出期間 (手続開始の公示3-7. 関係)	技術提案書の提出要請の翌日から 令和3年12月8日 (水) 16時00分まで 「⑤参加表明書の提出期間」に定める提出方法と同じ方法により提出すること。																																																																													
⑨	技術提案書ヒアリング期間 (手続開始の公示3-9. 関係)	令和3年12月13日 (月) から 令和4年1月7日 (金) までを予定																																																																													
⑩	技術提案書（見積者）の 特定・非特定通知日 (手続開始の公示3-10. 関係)	令和4年1月28日 (金) を予定																																																																													
⑪	非特定理由の説明請求期限日 (手続開始の公示3-10. 関係)	非特定通知日の翌日から7日以内（休日除く。）																																																																													
⑫	見積書の提出期限 (手続開始の公示4-2. 関係)	技術提案書（見積者）の特定通知日の翌日から 令和4年2月18日 (金) 16時00分までを予定 電子入札システムにより提出すること。 (※書留郵便等 ^(注) 及び電子メール不可) ※電子入札の場合において、提出書類が添付可能な総容量を超える場合は、入札者に対する指示書 [13] [2] 及び [14] [2] に従い提出すること。																																																																													
⑬	見積合わせ日時 (手続開始の公示4-2. 関係)	令和4年2月21日 (月) 13時30分を予定																																																																													
①	審査基準日 (手続開始の公示3-1. 関係)	令和3年10月28日 (木)																																																																													
②	契約図書の配布期間 (手続開始の公示4-8. 関係)	手続開始の公示日から 令和3年10月28日 (木) まで 上記期間を過ぎた場合、ダウンロードできない図書があるので注意すること。																																																																													
③	本件競争入札に関する 質問受付期間 (手続開始の公示5-2. 関係)	手続開始の公示日から 令和3年12月17日 (金) までの毎日16時00分まで 質問書面（質問書様式）を書留郵便等 ^(注) 又は電子メールにより提出すること。																																																																													
④	質問に対する回答期間 (手続開始の公示5-2. 関係)	質問書受領日の翌日から原則として5日以内（休日除く。）																																																																													
⑤	参加表明書の提出期間 (手続開始の公示3-3. 関係)	手続開始の公示日の翌日から 令和3年10月28日 (木) 16時00分まで 電子入札システムにより提出すること。 ※提出書類が添付可能な総容量を超える場合は、入札者に対する指示書 [9] [2] に示すとおり提出書類を書留郵便等 ^(注) 又は電子メールにより提出すること。																																																																													
⑥	技術提案書の提出者の 選定・非選定通知日 (手続開始の公示3-5. 関係)	令和3年11月16日 (火) を予定																																																																													
⑦	非選定理由の説明請求期限日 (手続開始の公示3-5. 関係)	非選定通知日の翌日から7日以内（休日除く。）																																																																													
⑧	技術提案書の提出期間 (手続開始の公示3-7. 関係)	技術提案書の提出要請の翌日から 令和3年12月27日 (月) 16時00分まで 「⑤参加表明書の提出期間」に定める提出方法と同じ方法により提出すること。																																																																													
⑨	技術提案書ヒアリング期間 (手続開始の公示3-9. 関係)	令和3年1月13日 (木) から 令和4年2月3日 (木) までを予定																																																																													
⑩	技術提案書（見積者）の 特定・非特定通知日 (手続開始の公示3-10. 関係)	令和4年2月25日 (金) を予定																																																																													
⑪	非特定理由の説明請求期限日 (手続開始の公示3-10. 関係)	非特定通知日の翌日から7日以内（休日除く。）																																																																													
⑫	見積書の提出期限 (手続開始の公示4-2. 関係)	技術提案書（見積者）の特定通知日の翌日から 令和4年3月15日 (火) 16時00分までを予定 電子入札システムにより提出すること。 (※書留郵便等 ^(注) 及び電子メール不可) ※電子入札の場合において、提出書類が添付可能な総容量を超える場合は、入札者に対する指示書 [13] [2] 及び [14] [2] に従い提出すること。																																																																													
⑬	見積合わせ日時 (手続開始の公示4-2. 関係)	令和4年3月18日 (金) 13時30分を予定																																																																													

対象	質問書様式
訂正前	訂正後
質問期限	令和3年11月30日 火曜日 16時00分まで
質問期限	令和3年12月17日 金曜日 16時00分まで